

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(3・2 掲示) 1
○特定水産資源の採捕の停止の命令	(漁業管理課) (3・3 掲示) 3
○私立各種学校の廃止の認可	(私学・大学支援課) 4
◎高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定	(雇用労働政策課) 4
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令	(畜産振興課) 4
○家畜防疫員の注射を受けるべき旨の命令	() 4
○道路の区域変更	(道路課) 5
○争議行為の予告	(雇用労働政策課) (3・2 掲示) 5
○県営土地改良事業の計画の変更	(農業基盤課) 5
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置	(漁港漁場課) 5
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程	5
高知県人事委員会規則	
◎職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	6
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	6

規 則

高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月2日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県規則4号

高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年高知県規則第58号)の一部を次のように改正する。
第2条中「(平成11年法律第81号)」を「(平成11年法律第81号。次条において「品確法」という。)」に改める。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、同項の規定により第1号又は第2号に掲げる図書を添えるときにあっては、第3号から第5号までに掲げる図書を添えることを要しない。

第3条第1号を削り、同条第2号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「品確法」に、「に限る。)」を「であって、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されているものに限る。)」又はその写しに改め、同条第1号とし、同条の次に次の1号を加える。

(2) 品確法第6条の2第3項の規定により登録住宅性能評価機関が行う長期使用構造等であることの確認を受けた場合にあっては、同項の規定により当該登録住宅性能評価機関が交付するその結果を記載した書面(次条第1号において「確認書」という。))又はその写し

第3条第7号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の2号を加える。

(7) 長期優良住宅建築等計画に基づく住宅が第5条の2第1号アからウまで又は第2号アからウまでに掲げる区域内にある場合にあっては、法第6条第1項第4号に掲げる基準(第5条の2において「災害配慮基準」という。)に適合することを確認するために必要な図書及び書面

(8) 長期優良住宅建築等計画に基づく住宅に係る地盤に関する調査報告書(当該地盤の改良を行う場合にあっては、当該地盤の改良に関する検討書)

第4条第1号を次のように改める。

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、次に掲げる事項を明示することを要しないものとする。ことにより、図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないこととなることにおける当該図書ア 確認書の写しを添えたものにおいて、確認書において、長期優良住宅建築等計画の認定申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

イ 住宅型式性能認定書の写しを添えたものにおいて、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下この号において同じ。)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

ウ 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにおいて、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

第5条第1号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第2号中「の敷地」を削り、同条の次に次の1号を加える。

(災害配慮基準への適合)

第5条の2 知事は、自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関して支障がないと認めるときを除き、次に掲げる場合において、長期優良住宅建築等計画が災害配慮基準に適合すると認めるものとする。

(1) 長期優良住宅建築等計画に基づく住宅が次に掲げる区域内でないこと。

ア 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域

(2) 長期優良住宅建築等計画に基づく住宅が次に掲げる区域内にある場合において、当該区域について定められた法定の措置(イに掲げる区域にあっては、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第2項第2号の規定により市町村の条例で定めるものに限る。)が講じられていること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の規定に基づき指定された災害危険区域

イ 津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項の規定に基づき指定された津波災害特別警戒区域

ウ 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の規定に基づき指定された浸水被害防止区域

(3) 長期優良住宅建築等計画に基づく住宅が第1号アからウまでに掲げる区域内にある場合において、当該区域に係る指定の解除がされることが決定しているとき又は近い将来において当該指定の解除がされることが確実であると見込まれるとき。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1号を加える。

(容積率の特例許可に係る添付図書)

第9条 省令第18条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表一の(イ)項及び(ろ)項に掲げる図書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める図

書又は図面
別記第1号様式を次のように改める。

別記
第1号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了しましたので、高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 長期優良住宅建築等計画の工事完了予定年月日
年 月 日
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定対象住戸番号
- 6 認定計画実施者の住所及び氏名又は主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
- 7 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したことを確認した建築士等
(級) 建築士 () 登録 第 号 氏名

(級) 建築士事務所 () 登録 第 号
名称
所在地

- 8 建築基準法第7条若しくは第7条の2の規定による完了検査又は建築に係る工事完了年月日
検査済証交付日 年 月 日
検査済証番号 第 号
又は
工事完了年月日 年 月 日
- 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条各号に掲げる軽微な変更の有無（変更がある場合は、その内容が分かる図書又は書面を添付してください。）
有（第7条第 号該当）
無
- 10 備考

別記第2号様式中

「氏名 ㊤
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）」

を

「氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号」

に、

「4 住戸の番号」

を

「4 認定対象住戸番号」

に改め、同様式注を削る。

別記第3号様式中

「氏名 ㊤
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）」

を

「氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号」

に、

「3 住戸の番号」

を

「3 認定対象住戸番号」

に改め、同様式注を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（委任）

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。

告 示

高知県告示第169号の2

くろまぐる（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和4年3月）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年3月4日から同月31日までの間、くろまぐるの採捕の停止を命ずる。

令和4年3月3日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第250号
 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定により、私立各種学校の廃止を次のとおり認可した。
 令和4年3月15日

高知県知事 濱田 省司

学校名	設置者名	認可年月日
はりまや文化スクール	一般財団法人宮内女学院	令和4年3月15日

高知県告示第251号
 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例（平成22年高知県条例第50号）第18条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。
 令和4年3月15日

高知県知事 濱田 省司

- 施設の名称
高知県立地域職業訓練センター
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市布師田3992番地4
高知県職業能力開発協会
- 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

高知県告示第252号
 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和4年3月15日

高知県知事 濱田 省司

- 実施の目的
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
- 実施の内容
(1) 発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	県内	1 搾乳の用に	令和4年4	家畜伝染病

	一円	供し、又は供する目的で飼育されている雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育されている雄牛 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育されている牛 4 その他知事が検査が必要であると認める牛	月1日から令和5年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する検査の方法
伝達性海綿状脳症	〃	月齢若しくは推定月齢が満48月以上で死亡した牛（死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛であって、月齢又は推定月齢が満96月未満で死亡した牛を除く。）又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体	〃	〃
腐蝕病	〃	知事が検査が必要であると認める蜜蜂	〃	通常行う方法
その他の監視伝染病	〃	知事が検査が必要であると認める家畜	〃	〃

(2) 発生の予察

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ病	県内一円	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	通常行う方法
チュウザン病	〃	牛、水牛、めん羊及び山羊	〃	〃
アイノウイルス感染症	〃	牛、水牛及び山羊	〃	〃
豚熱	〃	豚及びいのしし	〃	〃
アフリカ豚熱	〃	〃	〃	〃
高病原性鳥インフルエンザ	〃	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	〃	〃

高知県告示第253号
 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について豚熱の発生を予防するための家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和4年3月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 実施の目的
豚熱の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚又はいのししであって、当該家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が必要があると認めるもの
- 4 実施の期日
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内への注射

高知県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年3月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村小島15番4から 安芸郡北川村小島116番1まで	A	5.9 } 24.1	213
	B	14.1 } 83.2	
安芸郡北川村小島1番6地先から 安芸郡北川村小島118番8まで	後	14.1 } 83.2	335
		14.1 } 83.2	

公 告

令和4年3月2日付けをもって西日本N T T 関連労働組合執行委員長兼廣英治から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通

知があったので、公表する。

令和4年3月2日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

- 1 事件
 - (1) 賃上げ要求について
 - (2) その他要求について
- 2 日時
令和4年3月15日始業時より1時間
- 3 場所
株式会社N T T フィールドテクノ高知営業所
- 4 争議行為の概要
要求の解決に至るまで連続的、断続的にあらゆる争議行為を行使する。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業（南国市中部1期地区農村地域防災減災事業（用水施設））の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年3月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和4年3月15日から同年4月13日まで
- 3 縦覧場所  
南国市役所
- 4 その他  
この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

~~~~~  
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

令和4年3月15日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

- (1) 土佐市宇佐町宇佐 河口船溜（萩谷川水門下流右岸）
 - ア F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.25メートル、船幅1.20メートル）
 - イ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.60メートル、船幅1.60メートル）
 - ウ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.75メートル、船幅1.60メートル）
- (2) 土佐市宇佐町福島 河口船溜（萩谷川水門下流左岸）
 - ア F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.85メートル、船幅1.52メートル）
 - イ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.19メートル、船幅1.70メートル）
 - ウ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.65メートル、船幅1.60メートル）
 - エ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.20メートル、船幅1.50メートル）
 - オ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.80メートル、船幅1.50メートル）
 - カ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.65メートル、船幅1.60メートル）
 - キ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.95メートル、船幅1.60メートル）
 - ク F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.50メートル、船幅1.50メートル）
 - ケ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.05メートル、船幅1.80メートル）
 - コ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.20メートル、船幅1.45メートル）

- 2 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に宇佐漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

- 3 漁港管理者の措置
宇佐漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月15日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

高知県公営企業局管理規程第3号

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程（平成19年公営企業局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

職員の範囲	品目	数量	貸与期間
医師	診療衣（又は上衣及びズボン）	2着	2年
栄養士その他病院の院長が指定する業務に従事する職員	診療衣（又は上衣及びズボン）	2着	2年
	靴下	2足	1年
	作業靴	1足	1年
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医療ソーシャルワーカーその他病院の院長が指定する業務に従事する職員	診療衣（又は上衣及びズボン）	2着	1年
	靴下	2足	1年
	看護靴	1足	1年
看護師、准看護師及び助産師	看護衣（又は看護上衣及びズボン）	2着	2年
	靴下	10足	1年
	看護靴	2足	2年
看護助手	看護衣（又は看護上衣及びズボン）	2着	2年

	靴下	10足	1年
	看護靴	1足	1年
医師事務補助その他患者に直接接する業務に従事する事務職員	診療衣（又は事務服上下）	2着	2年
機械設備の整備・保守の業務に従事する職員	作業服（夏）	2着	2年
	作業服（冬）	2着	2年
	作業靴	1足	2年
	雨ガッパ	1着	3年

- 注 1 新たに採用された職員にあつては、初年度に限り、診療衣（又は上衣及びズボン）又は看護衣（又は看護上衣及びズボン）をそれぞれの数量に2を乗じて得た数を貸与し、その貸与期間は、それぞれの貸与期間に2を乗じて得た期間とする。
- 2 作業靴は、ゴム長靴、地下足袋、運動靴その他作業に使用する靴とする。
- 3 夏冬の着用区分のある作業服の着用期間については、定めのないものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第6号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項の表3級地の項中

「

東京都	府中市
-----	-----

」

を

「

東京都	立川市	府中市
-----	-----	-----

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月15日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の6級の警察の項中

「厚生調査官」

を

「厚生調査官
航空隊副隊長」

に改める。